

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>地方拠点強化税制(雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度)の拡充 (国7)(法人税:義) (地4)(法人住民税:義)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	<p>地方拠点強化税制により拡充される雇用促進税制の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられるよう所要の調整措置を講ずる。</p>
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成23年度 雇用促進税制の創設</p> <p>平成25年度 雇用促進税制の拡充(税額控除限度額を引き上げ) ※所得拡大促進税制の創設</p> <p>平成 26 年度 雇用促進税制の延長 ※所得拡大促進税制の拡充(要件の緩和)</p> <p>平成 27 年度 雇用促進税制の拡充(地域再生計画の認定地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充)</p>
6	適用又は延長期間	平成 29 年度末まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・地域再生法(平成十七年四月一日法律第二十四号) 第1条に「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」と規定。 第5条に「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」が位置づけられている。</p>

			<p>・まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年度12月27日閣議決定) 「地方への新しい人の流れをつくる」ための施策として、「企業の地方拠点強化等」が位置づけられている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>5. 地域活性化の推進 ④ 地域再生計画の認定等</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2020年までの5年間で ・本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加 ・地方拠点における雇用者数を4万人増加 ※まち・ひと・しごと創生総合戦略KPIとして設定</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本税制は、地域再生法に基づき、地方活力向上地域特定業務施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた法人等(以下「認定事業者」という。)が、その認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域において特定業務施設を整備する際の支援措置として講じられるものである。 地域再生計画では、その目標として①地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定件数及び②当該計画の実施による雇用創出件数を掲げることとしている。 地域再生計画の目標は、地域再生基本方針により進捗状況の把握及び効果の検証を行うこととなっており、進捗状況の把握のなかで上記指標①②を測定する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 企業の地方拠点の強化及び移転により、安定した良質な雇用の創出を実現することにより、特に若い世代の地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、地方への新たな流れを生み出すことが期待され、政策目的である「東京一極集中の是正」及び「地域経済の活性化」の実現に寄与するものである。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>本税制は拡充ではあるものの、平成27年度に創設されたものであり、現時点では適用実績はない。 また、本制度の対象となる事業の範囲や税額控除率等について現在検討中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。</p>
		② 減収額	<p>本税制は拡充ではあるものの、平成27年度に創設されたものであり、現時点では適用実績はない。 また、本制度の対象となる事業の範囲や税額控除率等について現在検討中であるため、減収額の将来推計は現時点では困難である。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成31年度) 本税制は拡充ではあるものの、平成27年度に創設されたものであり、現時点では適用実績はないため、実現状況の分析は出来ていない。 しかしながら、本税制の適用を受ける前提となる地域再生計画の作成について、多くの都道府県が作成の意向を示していることから、企業の地方拠点の強化及び移転により、地方における安定した良質な雇用の創出が期待される。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>本税制は拡充ではあるものの、平成27年度に創設されたものであり、現時点では適用実績はないため、実現状況の分析は出来ていない。</p> <p>しかしながら、本税制の適用を受ける前提となる地域再生計画の作成について、多くの都道府県が作成の意向を示していることから、同様に多くの企業の地方拠点の強化及び移転を後押しするものと期待される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>本税制は、法人全体の雇用者数を10%以上増加させる等の要件を満たした場合は、1人当たり50万円を税額控除、雇用者数の増加が10%未満の場合は1人当たり20万円を税額控除、さらに移転を伴うものであれば、これらに加え、1人当たり30万円を税額控除するものである。</p> <p>しかし、大企業等にあつては、本税制より有利となり易い「所得拡大促進税制」を選択するケースもあるため、本要望が認められることで、特に多くの安定した良質な雇用を創出する大企業等においてインセンティブとなることが見込まれ、地方拠点の強化及び移転が一層期待されるものである。</p> <p>このため、本要望が認められない場合、大企業等の地方拠点の強化や移転が円滑に行われないことが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>本要望の実現により、上述のとおり、地方において多くの安定した良質な雇用を創出することが見込まれる大企業等の地方拠点の強化及び移転が一層促進され、企業立地の誘発による企業活動の活発化、雇用創出による消費活動の活発化が図られる。</p> <p>ただし、本税制措置は拡充要望ではあるものの、平成27年度に創設されたものであり、現時点では適用実績はなく、また、対象となる事業の範囲や税額控除率等について現在検討中であることから、現時点で具体的な効果を分析することは不可能である。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するためには、事業者にとって大きな負担となる雇用等に伴う初期費用を軽減することが有効であるが、本税制について規定する地域再生法はその目的において、「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」としていることから、個別の事業者の地方拠点の強化及び移転に伴う雇用に対し、国が補助金を交付するよりも、自治体の地域再生計画に沿った地方拠点の強化及び移転に対し本税制を措置する方が、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化という法目的と、より整合的である。</p> <p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するため、本税制のほか、以下の「設備投資に対する税制措置」、「債務保証制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資に対する税制措置は、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において特定業務施設となる建物等を取得等した場合に特別償却又は税額控除を行うことができる税制措置である。 ・債務保証制度は、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うものである。

			<p>・地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の自治体であっても、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の自治体並に、不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するものである。</p>
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—